

平成 31 年 1 月 21 日

立川市長 清水 庄 平 殿

立川市生涯学習推進審議会
会 長 倉 持 伸 江

「学社一体」へ向けた取り組みにおける地域学習館のあり方について(最終答申)
(案)

平成 29 年 7 月の諮問について、別紙のとおり答申します。

答申の構成

【中間答申】(平成 30 年 3 月 22 日)

- 1 「学社一体」に期待されること
- 2 学校支援地域本部事業や立川市民科に地域学習館がどのように関わるべきか
- 3 「学社一体」へ向けた取り組みにおける地域学習館のあり方

【最終答申】

- 4 「学社一体」へ向けて地域学習館に求められる取り組み
- 5 「学社一体」を支える人々の力量形成と学習支援ネットワークの構築

<総論>

1 「学社一体」に期待されること

(1) いま、教育に何が求められているのか？

日本政府をはじめとする国連加盟国は、「Sustainable Development Goals(SDGs)＝持続可能な開発のための目標：2030年(平成42年)までに世界の国々が達成すべき目標として合意された17目標169ターゲット」(国連総会決議/平成27年)の実現に向けて政策を進めている。

とりわけ、「目標4. すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」には、「4.7 2030年(平成42年)までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」というターゲットが設定されており、SDGsの実現のために「持続可能な開発のための教育(ESD)」の実践が不可欠のものとなりつつある。

もともと、「学習権宣言」(昭和60年3月29日 第4回ユネスコ国際成人教育会議採択)では、「学習権は未来のためにとっておかれる文化的ぜいたく品ではない。それは、生存の欲求が満たされたあとに行使されるようなものではない。学習権は、人間の生存にとって不可欠な手段である」と宣言されており、学習はすべての人々にとって生きるうえで不可欠の権利として認識されている。

いま、市民に求められる教育は、子どもから大人までのすべての世代が持続可能な地域社会を実現するための教育(ESD)に取り組むことであり、そのための環境醸成を行政が積極的に進めることである。

(2) 新教育委員会制度の課題と可能性

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地方教育行政法)の一部を改正する法律」(平成26年法律第76号)によって、①教育委員長と教育長を一本化＝新「教育長」、②教育長へのチェック機能の強化、③「総合教育会議」の設置、④教育に関する「大綱」の策定(首長)、⑤国による指示規定の明確化、などが図られた。

こうした動きを踏まえて、「立川市の教育に関する大綱(平成27年度～31年度)」では、立川市第4次長期総合計画の基本構想及び立川市前期基本計画の政策分野のひとつ「子ども・学び・文化」を、本市における教育に関する大綱とすることを総合教育会議において確認した。政策「子ども・学び・文化」の取組方針として、「1子どもの成長に合わせた途切れのない子育て・子育ての支援」「2まちの未来をひらく子どもを育成する教育の推進」「3生涯学習・スポーツ活動などによる学びと文化芸術のまちづくりの推進」が設定され、具体的な施策として「①子ども自らの育ちの推進」「②家庭や地域の育てる力の促進」「③配慮を必要とする子どもや子育て家庭への支援」「④学校教育の充実」「⑤教育

支援と教育環境の充実」「⑥学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」「⑦生涯学習社会の実現」「⑧スポーツ活動の推進」「⑨文化・芸術の振興」「⑩多文化共生の推進」「⑪男女平等参画社会の推進」が掲げられている。

とりわけ、「②家庭や地域の育てる力の促進」「⑥学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」のように、学校を地域社会から孤立させることなく子育て環境を整備することが、あとに見る中央教育審議会答申（平成 27 年）との関係で注目される。

（3）社会教育・生涯学習の制度と理念

教育基本法（平成十八年十二月二十二日法律第二十号）には、「第三条（生涯学習の理念） 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」「第十二条（社会教育） 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。」「第十三条（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力） 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」などの条文がある。

また、社会教育法（昭和二十四年六月十日法律第二百七号）には、「第二条（社会教育の定義） この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。」と規定されている。

さらに、成人教育の発展に関する勧告（昭和 51 年 11 月 26 日 ユネスコ総会採択）は、「『成人教育』という用語は、内容、段階及び方法がいかなるものであろうとも、正規なものあるいはその他のものであろうとも、学校、大学並びに見習い期間における当初の教育を延長するにしろ代替させるにしろ、組織された教育過程の全体を意味する。成人教育は、しかしながら、それ自体で完全なもののみならず、成人教育は、生涯教育・生涯学習の全体的な体系の一区分であり、不可欠な部分である。『生涯教育・生涯学習』という用語は、現行教育制度の再構成と教育制度の外にある教育的可能性全体の発展とを目的とする包括的な体系を意味する。」と述べている。

このように、これまで主として青少年や成人を対象に学校外で取り組まれてきた「社会教育」は、「生涯学習」によって学校をも含む地域の教育システム全体の発展を指すものとなり、そのための学校・家庭・地域の連携が強く求められている。

そのための学校と地域との連携・協働のあり方を具体的に提起したものが、中央教育審議会『新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）』（平成 27 年 12 月 21 日）であり、「都道府県や市町村の教育委員会内において、コミュニテ

ィ・スクールや学校運営改善施策を担当する学校教育担当部局と、学校支援地域本部や放課後子ども教室等の施策を担当する社会教育担当部局との連携・協働体制の構築が不可欠である。また、首長部局等との連携・協働は、これからの教育改革の大きな柱となるものであり、学校と地域の連携・協働による取組は、地域のまちづくりや青少年健全育成、福祉、防災等の分野とも関連するものである。取組を円滑かつ効果的に進めていくためにも、総合教育会議を積極的に活用しつつ、部局横断で子どもの育ちを総合的・一体的に支援する体制を構築していくことが重要である。さらに、学校と地域の双方に、連携・協働を推進する窓口となる人材を配置することで、相互の役割分担を進めながら、連携・協働体制を構築・強化していく必要がある」と述べている。

この中教審答申は、同時に発表された「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）」とともに、今後の教育改革を方向づけるものとして、『「次世代の学校・地域」創生プラン～学校と地域の一体改革による地域創生～（馳プラン）」に盛り込まれ、国の教育政策の行程表に位置付けられている。

（４）これからの立川市の社会教育と生涯学習

先の「立川市における生涯学習の振興方策について（答申）」（平成 26 年）の要点は、①「市民の共学・協働に育まれた“まち”づくり」を支える市民教育、②「学ぶ」ことは「生きる」こと、③市民として能動的・主体的に「生きる」ための計画、④「育ちあい、学びあう文化の香り高いまち」、などの概念で特徴づけることができる。まさに、立川市第 5 次生涯学習推進計画がめざす市民教育とは、①たちかわ市民交流大学を核とした市民の学び、②地域拠点としての地域学習館での学び、③市民の自己教育と相互教育の力をまちづくりに活かす学び、という 3 つの学びであり、それを推進する「総合的地域教育政策」が求められている。その中心として期待されているものが、たちかわ市民交流大学と地域学習館である。とりわけ、次世代を育む地域教育施設としての社会教育施設は、「学社一体型教育施設」として整備されることが期待されている。

「学校施設と他の公共施設等との複合化検討部会（文科省）資料（報告書案）」では、『「教育基本法に基づく教育振興基本計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）」では、多様な学習活動に対応した機能的な学校施設の整備を推進することや、学校施設の複合化や余裕教室の活用を促進することとしている」と指摘している。「2. 学校施設の現状と複合化の需要の高まり」の項目において、①耐震対策等の状況が公立小中学校の構造体の耐震化 95.6%（概ね完了の目途）であること、②老朽化の状況として築 25 年以上の改修が必要な公立小中学校施設が約 7 割を占めること、③厳しい財政状況下における対応として、改築よりも安価で廃棄物等も少ない長寿命化改修の導入や民間活力の活用、財源確保の取組が求められること、④余裕教室等の活用として、地域の実情やニーズに応じ、様々な用途に活用が考えられること、⑤学校施設と他の公共施設等との複合化の需要が拡大すること、を踏まえて「学校施設の複合化の検討機会の増加が予想される」と述べている。さらに、「4. 学校施設の複合化の特徴と取組事例（複合化の効果的な取組事例）」として、①施設機能の共有化による学習環境の高機能化・多機能化：志木市立志木小学校、②児童生徒と施設利用者との交流：宇治市立小倉小学校、③地域における生涯学習やコミュニティの拠点の形成：南砺市立利賀小中学校、④専門性のある人材や地域住民との

連携による学校運営の支援：かほく市立宇ノ気中学校、⑤効果的・効率的な施設整備として（ア）敷地の有効活用：京都市立京都御池中学校（イ）既存の学校施設の活用：世田谷区立砧南中学校、が紹介されている。

本市においても、「立川市公共施設保全計画（平成 24 年）」で「保全計画の対象建物は、120 建物（145 施設）約 33.8 万㎡です。そのうち、学校教育施設は約 19.4 万㎡（57%）を占めています。大規模改修が必要とされる築後 30 年以上（平成 24 年時点）は、約 22.8 万㎡（67%）です。そのうち、学校教育施設は約 17.6 万㎡（77%）を占めています」と指摘した上で、＜保全優先度＞（総合劣化度と施設重要度による保全優先度の判定）として、優先度 1 に 14 建物のすべてが小学校及び中学校、優先度 2 に 17 建物のうち 12 建物が小学校及び中学校、他に保育園 4（及び福祉作業所 1）を位置づけている。

2 学校支援地域本部事業や立川市民科に地域学習館がどのように関わるべきか

（1）学校支援地域本部事業に地域学習館がどのように関わるべきか

（ア）学校支援地域本部事業の概要

社会が複雑多様化し、それに伴い学校の現場も複雑多様化した課題を抱えるに至っており、学校だけでこれらに対応していくことに限界が生じている。そこでこれらの課題は学校だけに責任を負わせるのではなく、これまで以上に学校、家庭、地域が、その連携協力のもとに責任を負うことが必要となっている。

このようなことから、平成 18 年改正の教育基本法 13 条では「家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」との規定を設けた。これを具現化するために文科省が始めた事業が、学校支援地域本部事業（以下、地域本部事業）である。この事業の目的は、第一次的には、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることにあるが、そのねらいは、地域で学校を支援することだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の教育力の向上を図ることをも含んでいる（文科省報告書「コミュニティ・スクールと学校支援地域本部について」平成 25 年参照）。

文科省の提案では、学校支援地域本部には、学区ごとに活動の企画、学校・地域との連絡・調整を行う「(地域)コーディネーター」を置くとともに、実際に学校支援活動を行う「学校支援ボランティア」(安全管理員、教育活動支援員、学習アドバイザー、スクールガード・リーダー等)を募り、ボランティアの交流や学校との調整はコーディネーターが行うという仕組みが提案されている。学校支援活動の例として挙げられているのは、①学習支援（授業補助、教員補助等）②部活活動支援③環境整備（図書室や校庭などの校内環境整備）④子供の安全確保（登下校時の通学路における見守り等）⑤学校行事支援（会場設営や運営等の補助）である。

（イ）立川市の事業の現状

立川市においても、平成 28 年度からこの学校支援地域本部事業を立川市の事業として実施してい

る。全9校の中学校のうち6つの中学校、全20校の小学校のうち7つの小学校に、それぞれに対応した学校支援地域本部が設置され、それぞれにコーディネーターを1人以上置いている(1名~5名)。学校支援活動の内容は、学習支援(授業補助、教員補助等)、部活動指導(和太鼓部・英語部)、環境整備(学校周囲の清掃活動・花壇整備・中庭整備)、登下校安全指導(あいさつ運動)、学校行事支援(防災の日行事、入学式、体育大会、ホテル観賞会)その他である。

これらの学校支援地域本部の活動の活発さの度合い並びにその内容は一様ではない。29年度の活動記録によると、それぞれの地域本部の延べ活動日数は、ほぼ毎日が1校、50日以上が2校、10日以上30日未満が5校、10日以下が4校、その他が1校となっている。活動の内容も、学習支援は11校、部活動指導は3校、環境整備は5校、登下校安全指導は1校、学校行事支援は5校、その他が5校となっている。

立川市でこの事業が試行開始してから2年目だが、この制度の下、活発に活動を行っている学校支援地域本部もいくつかあり、そこでは大きな成果をあげている。しかし、延べ活動日数30日未満の学校が全13校中9校となっており、まだ、本事業がすべての学校で活発化している段階ではない。

(ウ) 地域学習館とは

本事業において地域学習館はどう関わっていくかを考えるに当たって、まず地域学習館のそもそもの目的について述べる。

公民館においては、住民の学習ニーズや地域の実情に応じた多様な学習機会の提供が行われてきたが、現代にあってはそれだけではなく、複雑化する地域の課題に対し、子どもから高齢者に至るまで地域住民が集い、これを自立的に解決する拠点となることが期待されるようになった。このような背景から、立川市は平成19年に、これまでの公民館事業を拡張した事業として「たちかわ市民交流大学事業」を立ち上げるに至った。これに伴い、公民館という名称は「地域学習館」という名称へと変更された(ただし、社会教育法の規定に準じた施設として運用されている)。この地域学習館は、たちかわ市民交流大学事業の中で「たちかわ市民交流大学」の実践の場として位置づけられた。

たちかわ市民交流大学事業の「意義」(特徴)も、たちかわ市民交流大学企画運営委員会によって、「①(目的) 個々の市民が自己実現のための生涯学習を行うにとどまらず、これらの積み重ねを通じて、市民が主体となったまちづくり・地域づくりの実現も目的としていること、②(手法) 上記の目的を達成するためにふさわしい手法として、市民、各種団体、行政が協働・連携し、かつ市民間の交流を促進するように事業を行うこと」と定められている。

従って、市民交流大学の考え方を取り入れた地域学習館の目的も、「個々の市民が自己実現のための生涯学習を行うにとどまらず、これらの積み重ねを通じて、市民が主体となったまちづくり・地域づくりを実現させること」ということができる。

(エ) 学校支援地域本部事業に地域学習館がどのように関わるべきか

①学校支援地域本部事業の目的は地域学習館の目的に適合する

そもそも地域本部事業の目的は地域学習館の目的に適合的である。地域本部事業の目的は、前

述のように、「学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整える」ことにある。一方、地域学習館の目的は、「個々の市民が自己実現のための生涯学習を行うにとどまらず、これらの積み重ねを通じて、市民が主体となったまちづくり・地域づくりの実現」である。だとすると、例えば生涯学習で学んだことを子育てに役立てること、そしてその際に子どもが大人と交流することは、まさに地域本部事業の目的である「地域ぐるみで子どもを育てる」ことであり、地域学習館の目的である「市民が主体となったまちづくり・地域づくり」である。

②地域学習館で学んだことを学校教育に役立てる

①でも述べたように、地域学習館や市民交流大学で学んだことを、本事業を通じて子育て（学校教育）に役立てるということが考えられる。例えば、茶道等の生涯学習講座の講師や受講生が、小学校の茶道部等を支援するという取り組み等が考えられる。このような取り組みは、学校教育であると同時に生涯学習であるということができる。

③地域学習館施設を学校教育に役立てる

例えば、本部は小中学校の教室を借りなくても、地域学習館で学習支援活動を行うことができる。また、各種の学校行事も内容によってはここを拠点とできる。その際、地域学習館は地域住民が集う場所であることから、児童・生徒と地域住民はここで接する機会をもつことになる。これを促進するために制度的には、学校支援地域本部は優先的に部屋の予約ができる若しくは専用の部屋を持つことができる等の工夫が必要である。

④まとめ

以上のことから、地域学習館の学校教育の支援の内容については、地域学習館や市民交流大学で学んだことを学校教育に役立てること、そして、地域学習館施設を学校教育に役立てることが指摘できる。これら2つの取り組みにより、大人は生涯学習をより一層進める機会が生まれ、本事業の狙いである「地域住民の生涯学習・自己実現」に貢献でき、さらには大人と子どもが接する機会が生れることから、もう一つの事業のねらいである「地域のつながり・絆を強化、地域の教育力の向上を図る」ことにも貢献できる。

そして、その方法については、学校支援地域本部事業の枠組みを活用し、地域コーディネーター及び学校側の本事業窓口（学校側コーディネーター）が積極的に地域学習館を利用することが望まれる。また、地域学習館運営協議会や地域学習館職員も、これらコーディネーターと一体となってこの活動を支援することが望まれる。

（2）立川市民科に地域学習館がどのように関わるべきか

立川市民科とは、市立小中学校の子どもたちが、立川市の歴史、文化、伝統、産業等を学ぶカリキュラム若しくはこれを実施する立川市の独自事業のことである。カリキュラムの主な内容は、中学校区（9学区）ごとに小中学校の話し合いで「立川市民科全体計画」の中で定められ、期間は小学1年生から始まり中学3年生までの9年間である。全ての学区の計画が、地域を「知る」ことだけではなく、地域と「関わる」（参加や貢献）ことも内容に入れている。このカリキュラムは、既存の科目に市民科という科目を新たに一つ増やすというものではなく、既存の科目（総合・社会・図工・生活）の

枠を使って、小中学校の教員に無理のない範囲で実施されている。これに加えて、現在では、大人を対象にしたこうした立川を学ぶ講座を「立川市民科」と称して地域学習館で開催している。

地域学習館は、立川市や当該地域の歴史、文化、伝統、産業を知る者・関わる者が、学校と直接あるいは（地域コーディネーターを通じて）間接にコミュニケーションをとりながら、小中学校のカリキュラムの作成や講義・実習の具体的内容の策定を行う拠点となることが考えられる。地域学習館の目的は、前述のように、「個々の市民が自己実現のための生涯学習を行うにとどまらず、これらの積み重ねを通じて、市民が主体となったまちづくり・地域づくりを実現させること」にあるが、このまちづくり・地域づくりを担う者にまずもって必要となるのは、立川市や当該地域の歴史、文化、伝統、産業の知識である。従って地域学習館は、最も優先してこの取り組みを支援すべきである。

3 「学社一体」へ向けた取り組みにおける地域学習館のあり方

(1) 「学社一体」とは

「立川市第5次生涯学習推進計画」で示された「学社融合」という生涯学習の本旨をさらに発展させ、立川市独自の生涯学習推進理論として、今後根幹に据えることが目指されているのが「学社一体」の考え方である。「学社融合」とは平成8年4月に国の生涯学習審議会が提唱した概念で、「学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提とした上で、そこから一歩進んで、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子どもたちの教育に取り組んでいこうとする考え方であり、従来の『学社連携』の最も進んだ形態と見ることが出来る」（文部科学省）というものだ。立川市では、教育とは生涯に渡るものであり、学校教育も社会教育も生涯に渡る学習活動の一環としてとらえ、「学社融合」をさらに発展させる形で、より学校教育と社会教育を一体化させさせるものとして「学社一体」を推進しようとしている。地域との連携を視野に入れた「学社一体」として、平成27年度から「学校支援ボランティア」に、平成28年度から「学校支援地域本部事業」に取り組んでいる。

(2) 立川市で行うべき「学社一体」のための取り組み

(ア) 現在行われている「学社一体」の取り組み

前述したように、平成18年改正の教育基本法第13条では「家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」との規定を設けた。この規定には、「学社融合」を一層進めるべきであるという意味も含まれる。立川市の「学社一体」へ向けた取り組みもこの規定を具現化する取り組みの一つといってよい。

「学社一体」として、立川市で現在主に取り組まれているのは「学校支援ボランティア」及び「学校支援地域本部事業」である。「学校支援ボランティア」は、学校が必要とする支援に協力する市民を募集・登録し、学校からの要請に応じて派遣するという取り組みである。

「学校支援地域本部事業」は、平成 28 年度から試行した。市民がコーディネーターとなって学校支援を行う仕組みで、設置状況については前述のとおりである。立川市のこれらの事業はまだ取り組み始めたばかりであり実績はこれからという段階だが、これを積極的に活用する事案も出始めており、また、既にコーディネーターが多くの学区で選任され、ボランティアも多く登録されている。今後さらに積極的に進めていくための体制や仕組みづくりが求められる。

※学校・家庭・地域の連携協力推進事業

学校支援地域本部事業に関連する国の補助金事業として、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」がある。平成 21 年に始まり、現在まで内容を変えながらも存続している事業である。「この補助金は、学校、家庭及び地域住民相互の連携・協働を推進するため、学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開する経費の一部を補助し、もって、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに地域のコミュニティの活性化を図ることを目的とする。」（文科省、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱より）。

背景を含めてもう少し具体的に述べれば、「少子高齢化の進展、人口減少が進む地域において、学級規模の小規模化などによる教育上の課題や、学校統廃合の進行による学校と地域の関係の希薄化などの課題について、地域人材による学校の教育活動の支援によって、その課題の緩和・解消や、学校や地域の教育環境の魅力の向上を図っていく必要がある。本事業は、地域活性化のための仕組みづくりや、地域の活性化に直結する施策を有機的に組み合わせ、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに、地域創生の実現を目指すものである。」（学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領 - 学校を核とした地域力強化プラン - ）。

(イ) 学校と地域学習館の複合施設の取り組み

柴崎地域学習館と第一小学校は、市内初の学校と社会教育の複合施設として、平成 26 年 9 月に開館した。第一小学校の改修に合わせて、柴崎地域学習館と柴崎図書館、柴崎学童保育所を併設したものであり、異世代間の交流が促され、地域のコミュニティや学びの拠点になることが期待されている。

現在取り組まれている連携・協働活動として、例えば次のようなものが挙げられる。

- ①複合施設内の、学校・地域学習館・図書館・学童保育所による「四者会議」が定期的に行われている。
- ②地域学習館と学校が最も接している 3 階の学校棟にある陶芸室を、地域学習館と学校が共有して利用しており、市民・児童相互の作品を通しての交流や、利用サークルによる児童への指導の働きかけが始められている。
- ③地域学習館まつりで、児童が描いた絵などを展示している。

本複合施設は、立川市にとっては、「学社一体」の理念を形にした先進的事例であるといえるが、ハード面の一体化に対して、実際の事業や人と人との交流などソフト面においては、「一体」以前に交流・連携・協働の段階で多くの課題があり、期待されていた成果は十分得られていない。

主な課題・要因として、例えば次のようなことが挙げられる。

- ①「児童の安全・安心」の確保と、「開かれた学校」の実現との間にジレンマがある。
- ②学校カリキュラムの運営と教師の多忙化で、地域学習館との連携を考える余裕がない。
- ③「四者会議」が連絡以外の具体的な連携の協議には十分至っていない。
- ④地域学習館自体に子どもの利用者が少ないため、まずは地域学習館に子どもを呼び込む必要がある。

複合施設化が即座に「学社一体」の推進に結びつかない現状をふまえると、意図的に「学社一体」をどう仕掛けるか、それぞれの事業に無理なく位置づけるためにはどうしたらいいのか、学校と地域学習館の双方に意識改革が必要であり、また関係者との問題意識の共有が求められる。

(3)「学社一体」へ向けた取り組みにおける地域学習館のあり方

(ア) 当面のあり方

以上のように、「学社一体」の取り組みが学校支援地域本部事業の枠組みを利用するものとするれば、地域学習館もその枠組みを利用して「学社一体」の取り組みを行うことが望ましい。すなわち、地域学習館は、地域コーディネーター及び学校側の本事業窓口（学校側コーディネーター）と協力して「学社一体」の取り組みを行うことが望ましい。それが効率的であり、国の補助金も期待できる。

そして、地域学習館の学校教育への働きかけの具体的内容として、まず、地域学習館や市民交流大学で学んだことを学校教育に役立てることが考えられる。このような取り組みは、学校教育であると同時に生涯学習であり、まさに「学社一体」の取り組みといえることができる。

(イ) その先のあり方

もっとも、5ページの「(イ) 立川市の事業の現状」でも述べたように本制度の活用状況はこれからという段階にある。今後の展開の中では、この制度の枠組みにこだわらず、場合によっては立川方式と呼ばれるような独自の制度にシフトし、その中で地域学習館をよりよく位置づけようとする検討することも必要である。その際には、既に独自の取り組みを行っている他の自治体の例が参考になる。例えば長野県飯田市の「地育力」をキーワードとする取り組み等が挙げられる。

(ウ) 各種事業への地域学習館の関わり方について

地域学習館は、地域の生涯学習の拠点として、またコミュニティづくりの拠点としてその役割を果たしてきた。また、学びをきっかけとした交流の場づくりや、新たなコミュニティづくり、地域の課題解決につなげていくことを目指し取り組んでいる。

こうした機能や役割をさらに発展・強化することは、「学社一体」を実現していくことにつながっていく。地域学習館での講座や地域学習館を利用する団体・サークルの学習成果を学校支援活動につなげる、地域学習館まつりなどで市民及び児童・生徒の学習成果の発表などを通して交流をつくり出す、学校や保護者の直面する課題を探り地域住民とともに学ぶ講座などの学習機会を企画・運営するなど、地域の様々な団体・人材や地域学習館利用者が持つ多様な教育資源に子どもたちが接することができるような機会を、まずは学校と地域学習館の双方が可能な形で実行していく必要がある。

ある。学校教育活動においては、放課後子ども教室やクラブ活動、学習支援などがこれに当たる。

①学校支援ボランティア事業

放課後子ども教室、クラブ活動、授業での学習支援など、学校支援ボランティアとして地域学習館での学習成果を活かすことができるよう、地域学習館が橋渡しをする。学校支援ボランティアとして活躍が期待される活動をしているサークルや利用者を発掘したり、学校支援ボランティア経験者とこれから始めたい人との交流を企画したり、学校からの学校支援ボランティア活動の相談窓口となったりすることが考えられる。

②学校支援地域本部事業

地域学習館利用サークルに、学校や地域学習館で子どもたちと関わる企画を提案し考えてもらうことなどが考えられる。こうした活動の実現のためには、学校支援コーディネーターと地域学習館が連携・協働して働きかけ、橋渡し、企画の助言などを行う必要がある。

③立川市民科

学校における立川市民科の企画段階から地域学習館が参加し、地域住民や人材との調整・橋渡しを行うことで、子どもたちと地域住民双方にとっての学習につながる事が考えられる。子どもたちの立川市民科での学習成果を地域学習館で発表・展示したり、その逆に地域学習館での市民対象の地域についての学習成果を学校で子どもたちに発表したり、地元の歴史・文化などについて子どもと大人がともに学びあうなどが考えられる。

④地域学習館事業

「学社一体」のためには、地域学習館を地域の子どもの保護者にとってより身近なものとして認知してもらい、利用してもらうよう努める必要があり、そのための働きかけも重要である。地域の保護者の学習ニーズを理解し、課題解決につながるような学習の機会を提供したり、さまざまな世代との交流する機会を設けたりすることなどが考えられる。また、学校支援に関わる住民や職員などと地域学習館が定期的に情報交換をし、地域のニーズを把握することも必要だろう。さらに、子どもにとって地域学習館が身近な施設になるような働きかけを行うことも求められる。学校や児童館とは異なる機能を地域学習館は有しており、その強みを生かした取り組みが求められる。例えば、子どもの居場所となるような場づくりなどが考えられる。

(エ) 地域学習館運営協議会が果たす役割

「学社一体」の実現のために不可欠なのは、地域学習館運営協議会の役割である。地域学習館運営協議会は、行政と協働して、住民相互の学びあい（相互教育）の機会を育み、市民主体の地域づくりを目指すために、地域課題の共有化と課題解決に向けた学習の推進に取り組んできた。それぞれの地域の課題や実情に応じた、地域活性化講座の企画・運営など、その活動は成果を挙げてきている。今後、より地域に根差した「学社一体」を進めていくために、地域学習館運営協議会委員は職員と連携し、より積極的にその役割を果たしていくことが期待される。そのためには、地域学習館運営協議会を構成する委員に学校関係者（校長・副校長など）やPTA役員、学校支援コーディネーターなどを入れることも検討していく必要がある。

(オ) 地域学習館職員に求められる専門性

学社一体を推進していくためには、地域学習館職員は、地域学習館利用者やサークル、市民活動団体などと学校をつなぐコーディネーターの役割を果たすことが求められる。コーディネートの専門的な力量の形成が期待される。

4 「学社一体」へ向けて地域学習館に求められる取り組み

「学校教育も社会教育も生涯に渡る学習活動の一環としてとらえ、『学社融合』をさらに発展させる形で、より学校教育と社会教育を一体化させるもの」である立川市の「学社一体」へ向けて、3.では「地域学習館のあり方」について示したが、ここで地域学習館が具体的に取り組んでいく方策について、いくつか提案したい。

提案にあたって、いくつか前提となる条件を確認しておきたい。まず、この提案は総合的なものであり、実際にはそれぞれの地域学習館が置かれた地域の特性や学校や関係施設などの状況に合わせて多様な形態を模索していく必要がある。次に、地域学習館が現在果たしている市民の生涯学習の場としての役割を継続しつつ「学社一体」を進めるためには地域学習館施設・体制のさらなる充実が望まれる。また、「学社一体」の理念が十分関係者や市民に浸透しているとはいえない中で誤解を招かないよう、市民の理解や協力を求めつつ、多様な形態の「学社一体」を実現していくことが求められる。最後に、「学社一体」を進めるためには、地域学習館のあり方だけではなく、立川市全体の教育の仕組みのあり方を吟味する必要がある。

(1) 学校と地域学習館の相互理解を深めるしくみづくり

「学社一体」を推進していく土台として、学校教育と社会教育それぞれの関係者の相互理解を深めることが不可欠である。互いの持つ固有の役割やニーズ・課題を理解し、相互の目標や計画に意味ある形で位置づけなければ、「学社一体」の実現は難しく、また実現しても継続していくことが難しい。「学社一体」の取り組みが、立川市のあらゆる年代の人々の学びの場を保証し成長を支え、学びを通じた地域づくりやつながりづくりに資するものとするためには、学校と地域学習館が日常的にコミュニケーションをとり、共に地域課題に取り組んでいく関係づくりを進めることが求められる。

①学校運営協議会委員に地域学習館運営協議会委員または職員を

「学社一体」に取り組むには、地域学習館職員や地域学習館運営協議会委員が地域の学校について知ることがまず必要である。地域学習館が持つ教育資源を学校教育にどう活かすか、学校が持つ教育資源の内、地域学習館の活動に活かせるものがないかを具体的に考えていくためには、互いのニーズや課題をよく知り、良好な関係を築くことが必要条件となる。地域学習館の関係者が学校のさまざまな活動へ協力することを通して、学校と地域学習館が密に情報共有し、信頼関係を構築することができる。学校運営協議会委員の構成員として地域学習館職員または地域学習館運営協議会

委員が参加する、もしくは、学校の必要に応じて地域学習館職員または地域学習館運営協議会委員などが学校運営協議会に出席する機会を作ること、地域学習館は学校の状況を知ることができ、学校のニーズに沿った情報提供や提案が可能になるだろう。

「学社一体」を確固たるものとするために、学校関係者（学校長、副校長、主幹教諭、地域連携担当教員、地域学校コーディネーター、PTA 役員など）や地域の子どもの現状をよく知る人々（元教員、放課後子ども教室関係者など）に地域学習館運営協議会委員の一員になってもらったり、必要に応じて地域学習館運営協議会にオブザーバーとして参加してもらったりするなど、新たな仕組みも今後検討する必要がある。教職員・役員の多忙化や過重負担、類似する会議や組織の多さなどにも配慮したうえで、実現可能な方策の検討を進めてもらいたい。

②年間計画に定期的な交流の機会を位置づける

「学社一体」の取り組みが、地域の乳幼児から児童・生徒、保護者、地域住民にとってのよりよい学習環境の整備へとつながり、学習の成果が地域に生かされるために、学校長と地域学習館長、地域学習館運営協議会委員長といった代表的な立場の人だけではなく、学校・地域学習館の教職員や地域学校コーディネーター、学校運営協議会委員、PTA 役員、地域学習館運営協議会委員など、学校の教育活動や地域学習館活動を支える関係者一人ひとりが「学社一体」を理解し、自分ごととして主体的に取り組む必要がある。

一部の代表者による形式的な情報伝達の間ではなく、関係者が一堂に会して直接学校や地域学習館における互いの活動や思いについて語り合い、聴き合い、知り合い、交流する場を定期的に設けることが「学社一体」を進めることに資する。年間の計画を立てる前年度のうちに日程調整を行い、学校の教育計画や地域学習館の年間事業計画にきちんと位置づけることで明確な意図を持つ事業として多くの多忙な関係者の参加が可能になる。また、各地域の状況に応じて、例えば学校を会場にして多忙な学校関係者が参加しやすくする、茶菓や食事を提供して交流しやすい和やかな雰囲気づくりをするなど、双方向の意見交換をしやすくする工夫も求められる。

（２）「立川市民科」の積極的な推進

「学社一体」を着実に進めていくには、２（２）でも論じたように「立川市民科」に積極的に取り組むことが有効であるといえる。「まちを知り、まちに愛着をもち、まちのよさを受け継ぐ」「まちと主体的に関わり、まちに貢献しようとする」児童・生徒と市民の育成を目指して、学校教育における立川市民科、生涯学習（社会教育）における立川市民科それぞれの充実と、それらが循環し市全体として立川市民科が発展するために地域学習館に求められることを提案する。

①「学校教育における立川市民科」を支援し、「生涯学習における立川市民科」に活かす

「立川市民科」について、意欲的な取り組みが見られ一定の成果を挙げつつある一方で、まだ発展や工夫の余地が残されているといえる。児童・生徒や地域住民一人ひとりにとって、また地域コミュニティにとって「立川市民科」が今後地域に根づき、持続的で発展的なものとなるためには、

企画・運営・評価のすべてのプロセスにおいて、多様な主体が協働する必要がある、地域学習館がより積極的な役割を果たしていくことが期待される。

地域学習館は、学校と密に連絡を取り、「学校教育における立川市民科」のニーズに応じて、地域学習館で活動している社会教育関係団体の協力を求めて必要な情報提供を行ったり、必要に応じて地域学校コーディネーターと情報共有したりするなど、支援体制を整えることが求められる。

「学校教育における立川市民科」について地域学習館が取り組み状況を把握することは、「生涯学習における立川市民科」の充実にも役立つ。「学校教育における立川市民科」で子どもが掘り起こし発見した地域課題は、地域のおとなにとっても地域を改めて知り、地域を学ぶ豊かな学習資源になる。地域学習館は、担当区域にある学校の立川市民科の活動状況を把握し、子どもたちの学習成果発表を聞く機会を設けたり、子どもが学習成果を地域住民に伝える機会を企画したり、「学校教育における立川市民科」で取り上げられたものと同様の課題や内容を市民向け講座として提供したりするなど、積極的に取り組むことが求められる。

②「立川市民科」による学習成果の発表・交流・発信の機会の整備

学習成果の発表や交流、発信の機会は、学習主体にとっては達成感や次の学習への意欲へとつながる重要なプロセスであり、多くの聴き手がいることでその効果も高まる。聴き手にとっては新しい地域課題を知るきっかけや新しい学習に取り組むきっかけになったり、これまで取り組んできた学習をふりかえることになったりするだろう。地域学習館は、地域が直面する課題や地域資源を発掘し、育て、活用する学習を支える重要な役割を持つことを自覚し、地域で「立川市民科」での学習成果を共有することに力を注ぐことが「学社一体」の実現に有効である。

「学校教育における立川市民科」や授業・部活動・課外活動など、学校での児童・生徒の学習成果の発表や報告を、児童・生徒やその保護者だけではなく、地域住民にも参加を広げて地域学習館で行うことが可能ではないか。また、地域学習館での「生涯学習における立川市民科」の学習成果の発表を学校で行ったり、「学校教育における立川市民科」と「生涯学習における立川市民科」の発表交流会を合同で行ったり、発表会場を学校と地域学習館で交互に設定するなど、さまざまな交流の形を検討していくことが求められる。

③カリキュラムの開発・検討と試行

立川市独自の取り組みである「立川市民科」について、将来的にはより発展して企画から運営、評価といったプロセスを通して学校と地域学習館が連携・協働することを視野に入れると、カリキュラムの開発とモデル事業の実施が有効である。

「立川市民科」は地域特性と学習主体によって内容や取り組み方法が大きく左右され、型通りのプログラム開発はなじまない。一方でまだノウハウの蓄積が十分だとは言えず、どのような内容・方法・手順で取り組んでいけばいいのかイメージが共有しづらい。そこで、地域学習館ごとに、社会教育関係団体や、地域に住む有志などにも協力を求めて「立川市民科」として活用できる教材キットや地域の特性を活かしたカリキュラムを開発するなど、地域に密着した多様な教育支援のあり方を模索する必要がある。また、こうした「学社一体型の立川市民科」に実際どのような意義や課

題があるかを具体的に分析するために、先行する事例の公開・検討、開発したカリキュラム等を試行することが必要である。

(3) 地域学習館を身近なものとするためのきっかけづくりと広報

「学社一体」を進める前提として、その意義や必要性の認知を高めていくことが必要であるが、そのためには地域学習館の利用度や認知度、特に児童・生徒や保護者、教員など学校関係者の利用や認知度をさらに高めていく必要がある。そこで、地域学習館を身近なものと捉えてもらうためのきっかけづくりや広報について3つの事項を提案する。

①子ども・保護者向け講座・イベントの実施

児童・生徒には学校以外にも放課後子ども教室や学童、児童館、青少年健全育成地区委員会の活動など多くの場や機会があるが、地域学習館も子どもたちの放課後や休日における学びや体験、異年齢・異世代交流や居場所としての機能を持つものと考えられる。また、保護者にとっても、子育ての悩みを相談しあう場や関係づくり、また仕事と家庭以外の居場所や仲間づくりといった機能を発揮できると考えられる。

夏休みなどの長期休業中の児童・生徒の見守りや遊び場・学習・体験活動等の支援事業などについて、各地域学習館において多様に取り組みされている内容をさらに拡充していくことが求められる。自習スペースの提供や学習支援活動、調理設備や和室など地域学習館ならではの施設を活用した事業など子どもや保護者・親子向けの講座・教室・イベントなどの事業を、地域学習館の単独主催事業としてだけでなく、学校や地域学校協働本部、PTA、児童館などと組織的に連携し、地域住民や利用サークルへ協力を依頼するなどして企画・運営していく仕組みをつくることも連携の促進につながるのではないだろうか。

②近隣地域の多様な世代に届ける広報の工夫

地域学習館の広報は、「広報たちかわ」「きらり・たちかわ」などの広報誌および立川市ウェブサイト等を通して行われているが、多忙な子育て世代に必要な情報を届ける工夫が求められる。特に情報を市全体に向けてではなく、地域学習館の地区に絞った情報提供も検討する必要があるのではないか。

自治会の回覧板や掲示板の利用について協力を依頼する、地区の学校で子ども向けや保護者向けの広報物を配布するなど、引き続き工夫が求められる。「地域学習館ニュース」「学社一体だより」「事業カレンダー」など、事業の案内や報告を掲載したニュースレター、ブログやSNSの定期的な発行・発信なども検討する価値がある。近隣住民向けの地域密着型事業では、口コミやポスティングも有効である。地域学習館運営協議会委員や連携組織のネットワークを活かした広報のあり方を試行してもらいたい。

③地域学校コーディネーター・地域人材の活用

立川市では、今年度すべての学校に地域学校コーディネーターが配置された。今後、コーディネーターは「学社一体」を進めるうえで、学校と地域をつなぐキーパーソンとしての役割を担うと考えられる。地域学校コーディネーターと協働して子ども向け、保護者向け、地域住民向けの地域学習館事業を企画・運営する、地域の学校での取り組みを紹介してもらう機会を設けるなど、地域学習館も地域学校コーディネーターとつながり、連携していくことが求められる。

地域学習館が利用者・利用団体、担当エリアの生涯学習市民リーダー、地域活動団体などと友好的な関係を築き、活動状況を把握しておくことは、それぞれの生涯学習の支援、団体活動の支援のためだけではなく、「学社一体」のためにも必要なことである。個人・団体の了解を得たうえで地域の人材・団体リストを年度初めの学校運営協議会定例会などの資料として提供し、その年に行われる教育活動における活用方法を検討してもらうなどで、多様な教育活動の展開と活性化に寄与することができる。

5 「学社一体」を支える人々の力量形成と学習支援ネットワークの構築

(1) 学校関係者

「学社一体」を推進するためには、学校関係者に地域学習館についてまずは知ってもらい、利用してもらうことが重要である。学校教職員・学校運営協議会委員・PTA 役員などに向けた研修会、見学会、交流会を企画するなど、地域学習館について「知る・出会う」機会を創出する。

校長会で地域学習館紹介の機会を設ける、小学校3年時の社会科で行う地域学習や中学校で行う職場体験と関わって交流を持つなど、双方の必要とタイミングに応じた機会の設定が重要である。

(2) 地域学習館職員等

立川市の地域学習館は地域住民の生涯学習活動の拠点として重要な役割を果たしてきた。市直営で運営され、専任職員と市民嘱託職員が配置されていることで、市民ニーズや市の課題に応じた計画的かつ質の高い事業運営が実現されており、地域学習館運営協議会委員や利用者などと協働した事業も豊かに展開されている。「学社一体」を進めていくためには、学校や地域と直接関わる地域学習館職員の役割と力量が問われることになる。

本答申で提言した内容はすべて、地域学習館職員が連携の主導的役割を果たすことが求められる。学校や地域住民と信頼関係を築き、共にさまざまな取り組みをすすめていくために、市正規職員と市民嘱託職員の配置の継続は必要条件といえるが、すでに限られた人数で多大な業務をこなしている状況にある。現在の事業運営の質を維持し、さらに「学社一体」に関わる取り組みを増やすためには、職員配置の充実についての検討が求められる。

同時に、市民の生涯学習活動を支援し「学社一体」を推進する専門性を持つ地域学習館職員をいかに育成するかを考える必要があり、その一つの方法として、研修をより充実させていくことが有効で

ある。市民や利用者の声に耳を傾けニーズを捉え、学校関係者や地域学習館運営協議会委員などと協働して地域課題を発掘し、子どもや市民が主体的に学び地域に発信する取り組みをコーディネートしていく実践的な力量が地域学習館職員全員に求められる。多忙な職務の中で研修の機会をどう確保するか難しい課題ではあるが、個々人の職員の力量形成の問題としてだけでなく、組織として継続的に力量を高める取り組みのあり方を検討していく必要がある。

市全体として「学社一体」を推し進めるためには、生涯学習推進センター職員全体の力量を向上させる必要がある。さらに地域学習館や学校等の相談に応じ、各種研修や交流の機会を企画・運営し、市全体の理解と協力を促進し評価を高めるなど、「学社一体」の取り組みの全体を専門的立場からコーディネートし総括する職員を配置することが求められる。この職には本来社会教育法で必置とされる教育専門職である社会教育主事を配置することが適切であるが、専門職配置の制度がない現状においては、社会教育主事の配置を求めるのは現時点では実現可能性が高いとは言えない。そこで、社会教育主事有資格者を意図的・計画的に配置する、担当職員が社会教育主事資格を取得することを積極的に推進する、他市の担当職員との交流や市外の研修会・研究会等への参加を促すなど、実質的に専門的知識と技術を持つ職員の配置・育成を行うことで、「学社一体」を実現する重要な基盤づくりに取り組むことが求められる。

社会教育主事資格については2020年度から新しい養成制度がはじまり、コーディネーター・ファシリテーターといった学習支援と、多様な主体との協働といった新たな内容が加えられることになった。また、社会教育主事講習及び養成課程修了者には「社会教育士」という称号が与えられ、より高い専門性と実践を兼ね備えた有資格者の活用のしくみがスタートすることになっている。こうした方向性は、「学社一体」に関わる人材の育成にとっても有効であるといえる。「学社一体」に取り組む職員の資格取得を支援するなど、新しい社会教育主事養成制度の活用も検討の余地がある。職員の配置と専門性形成は、「学社一体」の根幹に関わる重大な検討課題であることを認識する必要がある。

（3）地域の様々な施設・団体とのネットワーク

市内学校の中には、地域学習館と物理的に距離があり日常的な連携活動が容易ではないケースも見受けられるため、学習等供用施設とも連携をする必要がある。また、地域学習館は地区内のさまざまな施設・組織の情報を収集・発信し、仲介役としての役割も期待できる。図書館、児童館、地域包括支援センターが併設されている地域学習館があるが、その他さまざまな施設・組織とゆるやかなネットワークを形成することが求められる。